ユニフォーム広告に関する規程

平成25年3月3日 国内競技委員会

1. 目的

この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会(以下 J V A) 「ユニフォーム規程」に基づき J V A が主催する国内競技会で使用するユニフォーム等の広告に関する事項について定める。

2. 広告の表示

- (1) ユニフォームにチームスポンサー名または商品名・商標・ロゴマークをユニフォーム (ジャージ、ショーツ)及びトレーニングウエア (以下ユニフォーム等とする)に付けることができる。
- (2) ユニフォーム等に広告表示を希望するチームは、スポンサーの名称、業種および広告の内容について,事前に当該チームが所属する都道府県協会に申請し、その承認を受けたのち、 JVAに申請し承認を得なければならない。ただし、Vリーグ参加チームがVリーグ機構より許可を得ているものについてはこの限りではない。
- (3) 前項の申請は、JVA所定の申請書に、体裁、デザイン、ロゴ、色彩等の必要事項を記入の上、当該チームが所属する都道府県協会を経由してJVAに提出しなければならない。
- (4) ジャージにつける広告はチームネームより小さく、チーム名や競技者番号等の識別が可能なものとする。
- (5) 広告の個数の制限はしないがトータル380 cm² を超えてはならない。
- (6) 広告の表示は、チーム全員が同じものでなければならない。

3. 広告の条件

- (1) 次に該当する広告は表示してはならない。
 - ① 政治活動・選挙活動または宗教活動に関するもの。
 - ② 風俗営業に類するのもの。
 - ③ 意見広告や売名を目的としたもの。
 - ④ 青少年の健全育成に悪影響を及ぼすと判断されるもの。
 - ⑤ 責任の所在が不明確なもの。
 - ⑥ 人権侵害や名誉毀損、差別的な内容のもの。
 - ⑦ 反社会的な内容。
 - ⑧ 公序良俗に反するもの。
 - ⑨ その他、JVAがその目的に照らして、相応しくないと判断したもの。
- (2) 表示された広告が不適当であるとJVAまたは公式競技会共催者が判断した場合には、チームに対し広告表示を停止させることができる。

4. 制限および停止

- (1) J V A または公式競技会共催者は、競技会規定等によりチームの広告表示を制限することができる。この場合、チームは広告のついたユニフォーム等を着用することはできない。(何らかの方法で、広告を隠す等の処置ができれば着用できる。)
- (2) 表示された広告に対して広告掲出料の支払いが発生した場合には、当該チームがその実費を支払うものとする。

以上

この規程は平成25年4月1日より実施する。